

滋賀県の給与・定員管理等について（令和7年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 1,405,246	千円 621,956,154	千円 1,101,980	千円 176,724,693	% 28.4	% 26.7

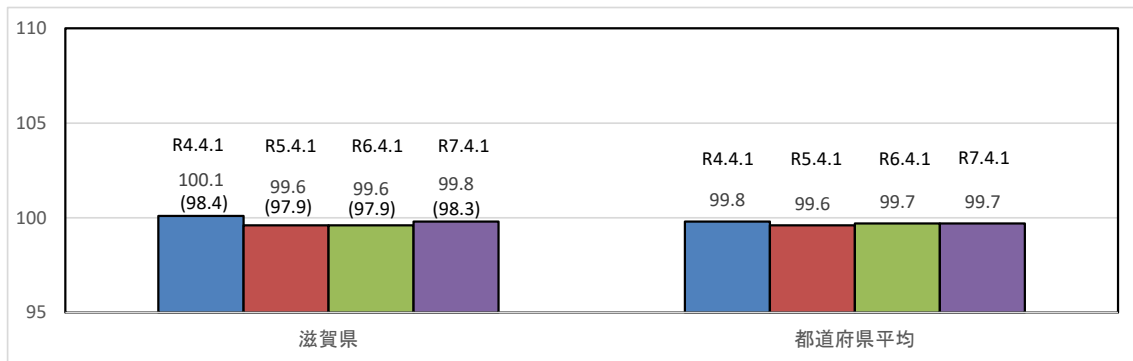
(注) 人件費には、給与費の他に共済費等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 19,196	千円 79,377,924	千円 17,841,893	千円 34,019,191	千円 131,239,008	千円 6,837	千円 7,115

- (注) 1 職員手当には退職手当および児童手当を含みません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）および定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 滋賀県の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出しています。)
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
R7年度	円 396,557	円 384,781	11,776 円 (3.06 %)	% 3.06	% 3.04	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
R7年度	月 4.63	月 4.60	月 0.03	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】

国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)

行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、7級から9級の隣接する級間での給料月額の上上げの解消等を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準5.8%に対し、滋賀県においては県内一律の5.7%を支給。

(実施時期)

令和7年4月1日より実施。段階的な支給割合の見直しは行わず、6%から5.7%へ引き下げることをもって令和7年4月1日で制度完成。

(参考)

		各年度の支給割合		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	大津市、草津市、栗東市	10%	9%	8%
	彦根市、守山市、甲賀市	6%	5%	4%
	長浜市、湖南市、東近江市	3%	3%	4%
	その他県内地域	0%	2%	4%
	東京都特別区	20%	20%	20%
	医師、歯科医師	16%	16%	16%
滋賀県の支給割合	県内全域	6%	5.7%	5.7%
	東京都特別区	18.5%	20%	20%
	医師、歯科医師	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当および管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職(職員数 3,897人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
滋賀県	41.8 歳	327,428 円	429,199 円	371,777 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 以降の職種についても同様です。

②技能労務職(職員数 75人)

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (a)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収試算値 (b)
滋賀県	75 人	51.9 歳	301,980 円	346,660 円	328,795 円	5,723千円
うち学校給食員	3 人	59.5 歳	283,887 円	317,500 円	300,100 円	5,169千円
うち用務員	17 人	58.3 歳	300,418 円	332,982 円	322,606 円	5,512千円
うち自動車運転手	2 人	49.7 歳	334,806 円	378,700 円	353,900 円	6,272千円
国	1,703 人	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円	—
都道府県平均	140 人	53.7 歳	309,925 円	366,087 円	341,488 円	—
民間事業者平均	—	50.3 歳	—	233,353 円	—	—

(注) 「民間事業者平均」は、滋賀県人事委員会調査によるもので、令和5年～7年の3ヶ年平均値を計上しています。

【参考】賃金構造基本統計調査（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

区 分	平均年齢	平均給与月額 (c)	年収試算値 (d)	平均給与月額の比較 (a)÷(c)	年収試算値の比較 (b)÷(d)
調理師(滋賀県)	44.2 歳	294,900 円	3,889 千円	1.08	1.33
用務員(滋賀県)	52.5 歳	238,400 円	3,247 千円	1.40	1.70
自家用乗用自動車運転者(滋賀県)	64.9 歳	224,300 円	2,912 千円	1.69	2.15

(注) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)では、雇用期間が短期間の非正規職員やパートタイム労働者などが含まれるなど、雇用形態などの面において本県の技能労務職員とは大きく異なりますので、参考として掲載しています。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職(職員数 3,096人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	43.3 歳	382,030 円	446,434 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④小・中学校教育職(職員数 7,632人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	39.2 歳	363,899 円	420,190 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤警察職(職員数 2,366人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
滋賀県	39.6 歳	352,814 円	530,483 円	395,103 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		滋 賀 県		国	
一般行政職	大 学 卒	229,441 円	円	I	230,000 円
				II	220,000 円
	高 校 卒	197,812 円	円	188,000 円	
技能労務職	高 校 卒	188,862 円	円	—	
高等学校教育職	大 学 卒	256,291 円	円	—	
小・中学校教育職	大 学 卒	256,291 円	円	—	
警 察 職	大 学 卒	262,292 円	円	255,200 円	
	高 校 卒	234,323 円	円	216,400 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	286,186 円	361,745 円	392,837 円	413,866 円
	高 校 卒	256,596 円	310,590 円	357,333 円	387,308 円
高等学校教育職	大 学 卒	341,592 円	409,114 円	438,348 円	447,506 円
小・中学校教育職	大 学 卒	337,866 円	399,699 円	421,586 円	431,657 円
警 察 職	大 学 卒	307,520 円	382,670 円	415,102 円	430,970 円
	高 校 卒	294,522 円	360,345 円	391,017 円	416,204 円

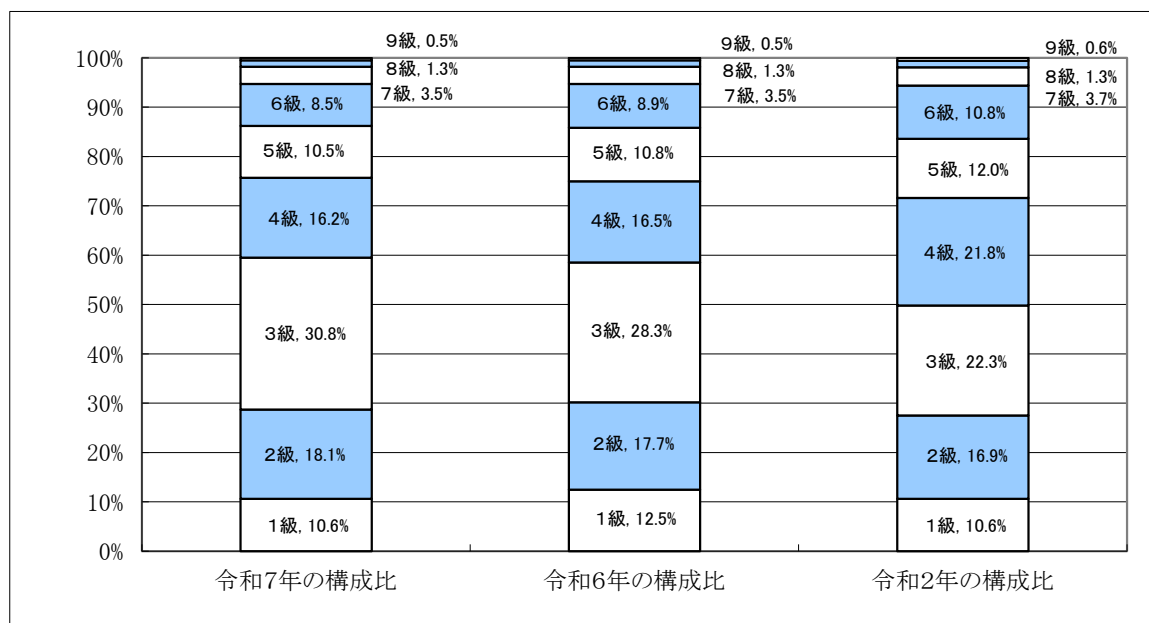
※技能労務職については、対象となる職員がいないまたは対象となる職員が少数であることから、記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

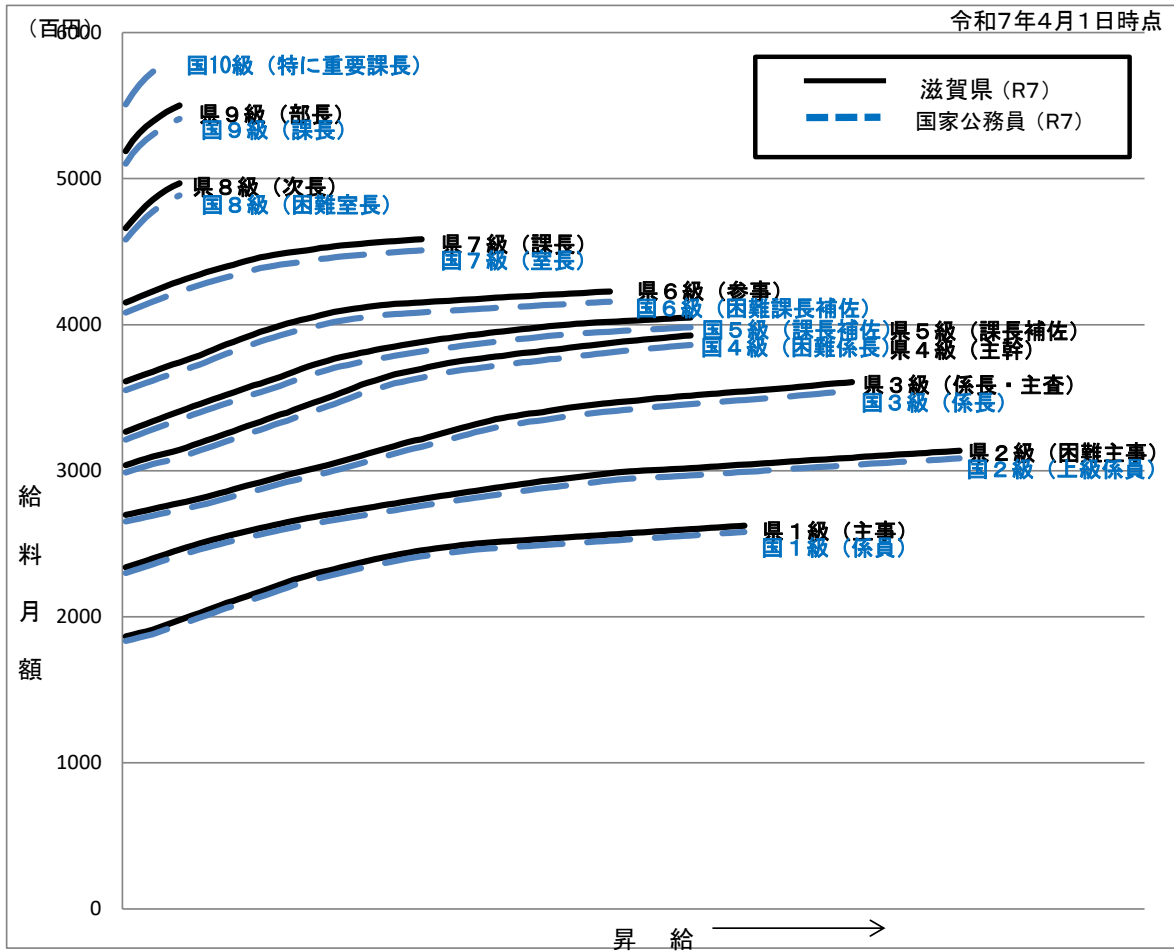
(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	20 人	0.5 %	518,888 円	550,111 円
8 級	部次長	51 人	1.3 %	466,104	496,819
7 級	本庁の課長	137 人	3.5 %	415,253	458,578
6 級	参事 課長補佐(困難)	330 人	8.5 %	361,249	422,779
5 級	課長補佐 主幹(困難)	408 人	10.5 %	326,771	404,981
4 級	主幹 係長(困難)	627 人	16.2 %	303,888	392,675
3 級	係長・主査 主任主事・主任技師(困難)	1,198 人	30.8 %	269,818	360,740
2 級	主任主事・主任技師 主事・技師(高度)	702 人	18.1 %	233,916	313,753
1 級	主事 技師	412 人	10.6 %	186,625	262,495

(注) 1 滋賀県職員等の給与等に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（滋賀県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滋 賀 県			国		
1人当たり平均支給額(令和6年度)			—		
1,711 千円					
(令和6年度支給割合)			(令和6年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.5月分	2.1月分	一般職員	2.5月分	2.1月分
特定幹部職員	2.1月分	2.5月分	特定幹部職員	2.1月分	2.5月分
暫定再任用職員	1.4月分	1.0月分	暫定再任用職員	1.4月分	1.0月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	10%～25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

○勤勉手当への人事評価の活用状況(滋賀県)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

滋 賀 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算	
1人当たり平均支給額	勤奨・定年以外 3,076 千円	勤奨・定年 22,461 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職および定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		4,946,393 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		259,680 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
大津市、草津市、栗東市	5.7 %	8,571 人	9.0 %
守山市、彦根市、甲賀市	5.7 %	3,506 人	5.0 %
長浜市、東近江市、湖南市	5.7 %	3,650 人	3.0 %
その他の県内地域	5.7 %	3,423 人	2.0 %
東京都特別区	20.0 %	26 人	20.0 %
医師および歯科医師	16.0 %	20 人	16.0 %
平均支給割合	5.7 %	—	5.9 %

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		885,019 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		142,240 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		32.7 %		
手当の種類(手当数 令和7年4月1日現在)		54 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
県税事務手当	(1) 県税の賦課徴収を行う機関に勤務する職員 (2) 上記の職員および県税の賦課徴収を行う本庁の機関に勤務する職員	(1) 県税の賦課徴収業務 (2) 出張して行う県税もしくは県税外収入の滞納処分または犯則事件の取締りの業務	13,005千円	(1)日額 610円 (2)日額 550円
消防訓練手当	消防学校に勤務する教育専任職員	実習を伴う消防に関する教育訓練	692千円	日額 720円
社会福祉業務手当	社会福祉法第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関に勤務する職員	(1)生活保護法に関する訪問指導等の業務を行う所員 (2)児童福祉司 (3)判定員 (4)児童相談所に勤務する保健師 (5)児童相談所に勤務する相談員 (6)訪問指導等の業務を行う相談員	23,770千円	(1)(6)日額 610円 (2)(4)日額 950円 (3)日額 610円(児童相談所に勤務する職員にあっては950円) (5)日額 480円
教務手当	(1) 総合保健専門学校または看護専門学校に勤務する保健師、助産師、看護師または歯科衛生士である職員 (2) 教育の機関に勤務する職員	(1) 保健師等の養成に関する専門学科の授業または実習指導の業務 (2) 当該機関の計画に基づいて行う授業または実習指導の業務	7,380千円	(1)月額21,500円 (2)1時間 340円 (1月当たり限度10,200円)
職業訓練手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員、指導員	職業訓練の業務	7,632千円	月額 18,300円 ～30,600円
農業実習指導手当	農業に関する教育を行う機関に勤務する教育専任職員	農業の実習指導の業務	1,319千円	月額 16,400円 ～18,700円
家畜保健衛生等業務手当	(1)家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員 (2)畜産技術振興センターにおいて専ら技術指導業務を担当する職員	(1)家畜の伝染病の予防、家畜の繁殖障害の除去および人工授精の実施等の事務 (2)肉用牛および乳用牛の生産、繁殖等に関する技術指導等の業務	4,951千円	(1)月額 17,800円 (2)日額 840円
公営競技開催業務手当	本庁びわこボートレース局に勤務する職員	モーターボート競走の開催業務	1,711千円	日額 610円
公害調査等業務手当	公害調査等を行う機関の職員	船上において行う水深10メートル以上の汚泥採取作業、ごみ焼却施設の立入検査、粉じん発生施設の立入検査、し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務等	105千円	日額 230円 ～340円
火薬類等災害調査業務手当	火薬類および高圧ガスの取締りを行う機関の職員	火薬類、高圧ガスについての災害発生時の調査業務	0千円	日額 750円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
高熱等処理手当	(1)工業に関する試験研究機関の職員 (2)畜産に関する試験研究および指導を行う機関の職員	(1)電気炉、重油窯またはガス窯を使用する焼成作業等 (2)液体窒素を使用する精液の凍結等の作業	56千円	(1)日額 280円 (2)日額 260円
精神保健等業務手当	保健所等に勤務する職員	(1)精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等 (2)結核患者の家庭訪問指導の業務	406千円	(1)日額 340円 (2)日額 230円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する診療放射線技師、工業技術センター等に勤務する職員	エックス線その他放射線を照射する作業	17千円	日額 300円
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業等	8千円	日額 340円 (家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺等380円(著しく危険な作業に従事した場合は760円))
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務	87千円	勤務1回 500円
狂犬病予防等作業手当	保健所等に勤務する職員	狂犬病予防法に基づく予防注射、検診、捕獲または棄殺の作業、犬またはねこの引取り作業、野犬等の収容に係る捕獲作業等	6千円	日額 300円
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う試験研究機関等に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務等	733千円	日額 260円
麻薬取締等手当	(1)麻薬取締員 (2)漁業取締担当職員 (3)鳥獣保護・管理・狩猟取締担当職員	(1)麻薬取締業務 (2)漁業取締業務 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により行う取締業務	51千円	(1) 日額 550円 (司法警察員として行う捜査の業務等1,100円) (2)(3)日額 460円
潜水等作業手当	水産試験場等に勤務する職員	(1)潜水器具を着用して行う潜水作業 (2)水中での魚類の選別、取揚げ、採捕または放流の作業等	63千円	(1)日額 310円 (2)日額 250円
夜間船上作業手当	水産試験場に勤務する職員	魚類のせい息状況等調査のため夜間に船上作業に従事したとき	12千円	日額 340円
航空手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う非常災害活動等の業務	3,000千円	1時間 1,900円 (危険な業務に従事した場合は2,470円) 降下作業 1日870円加算
用地交渉等手当	公共用地等に係る交渉を行う機関に勤務する職員	公共用地の取得等の交渉業務(開始後1箇月以上経過したものに限る)	121千円	日額 650円 (深夜において行われた場合は970円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害応急等作業手当	災害の防止のための応急作業等を行う機関に勤務する職員、ダム等を管理する機関の職員	豪雨等により重大な災害が発生し、または発生するおそれの著しい道路、河川の堤防等で行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業、ダム貯水の放流時における下流の流域周辺の異常増水に係る警戒等の作業等	47千円	日額 300円 ～820円 (夜間において行われた場合は450円～1,230円)
特殊現場作業手当	高所その他の特殊な現場において作業を行う機関に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業 (2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業 (3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業 (4)勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業 (5)ダム管理施設およびその周辺で行う管理作業	994千円	(1)日額 230円 ～430円 (2)日額 290円 ～480円 (3)1時間 250円 (4)専従職員 月額4,500円 その他 日額430円 (5)日額 260円
特殊自動車運転等作業手当	(1)自動車の運転作業に従事する職員 (2)除雪作業を行う機関の職員	(1)大型特殊自動車の運転作業 (2)除雪車の運転作業、夜間における薬剤の散布作業等	106千円	(1)日額 340円 (重機現場作業は450円) (2)日額 380円 ～710円
びわ湖フローティングスクール乗船指導手当	びわ湖フローティングスクールに勤務する職員	学校教育の一環として船舶を利用して行われる教育活動に関する指導および助言の業務	2,010千円	・泊を伴う業務 日額3,200円 ・上記以外で5時間以上の業務 日額1,300円
特別災害応急対策等手当	令和6年能登半島地震の被災地における災害応急対策または災害復旧に従事する職員	令和6年能登半島地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア 被災した建築物の調査、検査等の業務 イ 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務 ウ 被災者の診療、看護、保健指導等の業務 エ 緊急援助物資の運搬、配給等の業務 オ 被災地で行うし尿処理の業務およびその支援 カ 避難所等の運営およびその支援 キ 避難所等で行う緊急援助物資等の管理業務 ク 被災地で行う情報収集、連絡調整等の業務 ケ 被災地で行う要保護児童の調査、情報収集の業務 なお、上記以外の業務で、これらの業務に準ずると認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	465千円	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき避難の指示等がされた区域、同法第63条第1項の規定に基づき指定された警戒区域等で人事委員会が認めるもので行われた場合1,680円)
教員特殊業務手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に所属する教諭等	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 (2)修学旅行等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 (3)対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務等 (4)部活動における児童または生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	478,742千円	(1)日額 3,000円～8,000円 (特に甚大な非常災害100/100加算) (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円 (4)日額 2,700円～3,600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
教育業務連絡指導手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に所属する教諭のうち教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等	連絡調整および指導助言の業務	60,064千円	日額 200円
多級手当	小中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する教諭等	当該学級における授業または指導	140千円	日額 310円
兼務手当	(1)夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長 (2)昼間課程の授業またはその補助を本務とする職員で夜間課程の授業またはその補助を行うもの (3)夜間課程の授業またはその補助を本務とする職員で正規の勤務時間以外の時間に昼間課程の授業またはその補助を行うもの (4)本務として勤務する学校以外の高等学校、特別支援学校の授業を行う職員等	(1)夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長の業務 (2)夜間課程の授業またはその補助 (3)昼間課程の授業またはその補助 (4)本務として勤務する学校以外で行う授業	1,520千円	(1)日額 350円 (2)授業1時間 1,650円 (3)授業1時間 1,650円 (4)授業1時間 570円
産業教育等実習手当	(1)農業に関する課程を置く高等学校に勤務する実習助手および技術員 (2)農業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員 (3)信楽高等学校セラミック科に勤務する職員	(1)毒物、劇物および特定毒物を取り扱う農作業 (2)正規の勤務時間以外の時間に行う農作物の肥培管理等の作業 (3)正規の勤務時間以外の時間に行う焼成作業	1,416千円	(1)日額 260円 (2)勤務1回 2,950円 ～5,900円 (3)勤務1回 2,950円 ～5,900円
入学等考査手当	高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員	入学者の選抜または選考に係る検査問題の作成業務等	8,541千円	一の選抜につき 900円 (年間限度1,800円～3,600円)
夜間定時制勤務手当	夜間定時制課程のみの高等学校に勤務する職員または夜間定時制課程を置く高等学校に勤務する職員で夜間勤務を本務とする者	本務として行う夜間勤務	869千円	日額 430円
主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業手当	生活安全、刑事、交通または警備事犯の捜査を担当する警察職員	主として私服で行う犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕の作業	64,306千円	日額 560円
交通取締等作業手当	警察職員	交通取締用自動車運転作業、交通整理等作業、交通捜査等作業	19,421千円	日額 310円 ～1,260円
舟艇運転作業手当	警察職員	警備艇または警察用務に供するため臨時に借り上げた動力船を運転する作業	184千円	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、筆跡、法医学または銃器弾薬類等に関する知識を利用して行う犯罪鑑識の作業	3,769千円	日額 280円 ～560円
航空機搭乗作業手当	警察職員	航空機に搭乗して捜索救難、犯罪の捜査または交通の取締りその他警察活動を行う作業	5,124千円	1時間 1,900円 ～5,100円 (危険作業 30/100加算) 降下作業 1日 870円加算

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
警ら作業手当	警察官	警ら作業	40,971千円	日額 340円
被疑者留置作業手当	警察職員	直接被留置者に関する業務を行う作業	8,413千円	日額 290円
死体取扱作業手当	警察職員	死体に直接手を触れて行う検視、検証、実況見分、捜査または運搬等の作業、犯罪捜査の目的で行われる死体解剖において立会、記録または解剖後の死体の処置を行う作業	38,843千円	死体1体につき 1,600円 ～3,200円
災害応急等作業手当	警察職員	豪雨等異常な自然現象または大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所またはその周辺において災害警備、遭難救助等を行う作業	508千円	日額 840円 ～1,680円
潜水捜索作業手当	警察職員	水難者または水中の遺留品等を捜索するため、潜水用具をつけ水中において行う作業	15千円	1時間 310円 ～1,500円
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物または爆発物容疑物件に接近して、当該物件の種類、識別、移動、解体または爆破等を行う作業	187千円	1件 5,200円
特殊危険物質等取扱作業手当	警察職員	特殊危険物質またはその疑いのある物質に接近して、これらの物質を処理する作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業等	0千円	日額 250円 ～5,200円
護衛等作業手当	警察官	天皇、皇族、内閣総理大臣、国賓等を身辺警護する作業、核原料物質等を輸送する車両を先導または追従して、これらの物質の輸送警備を行う作業	377千円	日額 640円 ～1,150円
夜間特殊作業手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の全部または一部を深夜において行う作業	69,734千円	勤務1回 410円～1,100円
銃器等犯罪捜査従事作業手当	警察官	銃器もしくはクロスボウ(以下「銃器等」という。)もしくは銃器等と誤用されるものが使用され、または銃器等が使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業	0千円	日額 820円 ～1,640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	日本国外において犯罪に関する調査のために危険な地域において行う情報収集の作業	0千円	日額 1,100円
災害応急等作業手当(東日本大震災に対処するための作業)	警察職員	東日本大震災に係る災害応急等作業を引き続き5日以上従事した場合	0千円	日額 840円
		福島第一原発敷地内、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域等における作業	492千円	日額 660円 ～40,000円
感染症等対処作業手当	警察職員	(1)感染症に感染した者または感染した疑いのある者に接して行う業務であって、被疑者の逮捕または留置、交通の取締りその他の警察活動にかかわるもの (2)感染症の病原体に汚染された死体または汚染された疑いのある死体に接して行う作業 (3)感染症または家畜伝染病の病原体に汚染された物件または汚染された疑いのある物件を処理する作業((2)に掲げる作業を除く。)	0千円	日額 340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
逸走家畜取扱作業手当	警察職員	遺失物法に基づく逸走した家畜に接して行う拾得または返還に関する作業	58千円	日額 300円
放置違反金等徴収作業 手当	警察職員	放置違反金等を滞納している者その他関係者に接して放置違反金等の徴収または納付の催告を行う作業	18千円	日額 550円

(注)1 突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次の業務に従事する場合は、1回1,240円を加算して支給する。
主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業、交通取締等作業、舟艇運転作業、犯罪鑑識作業、航空機搭乗作業、死体取扱作業、災害応急等作業、潜水搜索作業、爆発物処理作業、特殊危険物等取扱作業、護衛等作業、銃器犯罪捜査従事作業

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	4,123,160千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	535千円
支給実績(令和5年度決算)	4,141,991千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	556千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)」であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 子 11,500円 配偶者 3,000円 (行政職9級および8級の適用を受ける職員(相当職を含む) 非支給) 父母等 6,500円 (行政職9級の適用を受ける職員(相当職を含む) 非支給) (行政職8級の適用を受ける職員(相当職を含む) 3,500円) 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		1,752,647 千円	250,342 円
住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	異なる	月額16,000円を超える家賃額に応じて支給 月額100円～28,000円	1,227,104 千円	357,236 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける医師、歯科医師 月額310,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給	同じ		68,919 千円	984,557 円
	(2)医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師、歯科医師 月額51,600円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給	同じ			
	(3)獣医師 月額60,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給	異なる	支給なし		
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額]			2,126,235 千円	119,997 円
	(交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限:150,000円	同じ			
	(交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～32,800円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	異なる	(交通用具利用者) 2,000～31,600円 駐車場利用料金 支給なし		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 [支給額]月額30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合8,000円～70,000円を加算	同じ		22,614 千円	525,907 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料表、職階別の定額 39,300円～137,700円	同じ		1,072,780 千円	750,721 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額合計額に級地区分に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～16/100	同じ		1,256 千円	209,333 円
へき地手当	へき地学校およびこれに準ずる学校に勤務する職員に対して支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額合計額にへき地学校の級地区分等に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～16/100			6,056 千円	232,923 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校、または通信教育を行う高等学校の校長および教員に支給する。 [支給額]給料月額に5～7/100(管理職手当を受ける者は4/100)を乗じて得た額			33,114 千円	293,044 円
産業教育手当	高等学校の教員が農業または工業に関する課程において、実習を伴う農業または工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。 [支給額]給料月額に6/100(定時制通信教育手当を受ける者は3/100)を乗じて得た額			57,427 千円	268,350 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に勤務する教員に支給する。 [支給額]職務の級および号給に応じて2,000円～8,000円			704,365 千円	66,708 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業および水産業の普及指導事業に従事する職員に支給する。 [支給額]給料月額に6/100を乗じて得た額			22,981 千円	343,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額] (1)本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受および庁内の監視等を目的とする宿日直 1回5,200円 (2)本庁における緊急事態の発生に備えた情報連絡のための宿日直勤務 1回6,200円 (3)身体障害者更生援護施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務 (4)警察本部における事件処理または警備もしくは救難に関する情報連絡、照会処理等のための当直勤務 (5)荒神山少年自然の家における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (6)消防学校、盲学校等における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (7)警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 (8)警察署等における業務の管理または監督のための当直勤務 1回7,600円 (9)常直的な宿日直 月額22,000円	異なる 異なる 異なる 異なる	1回4,400円 1回5,300円 1回6,100円 1回6,100円	256,543 千円	151,980 円
		同じ			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		9,052 千円	51,141 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	211,099 千円	245,179 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,320,000	円	
	副 知 事	1,030,000	円	
報酬	議 長	1,030,000	円	
	副 議 長	900,000	円	
	議 員	840,000	円	
期末手当	知 事	(令和6年度支給割合)		
		6月期	1.70	月分
		12月期	1.75	月分
	合 計	3.45	月分	
	議 長	(令和6年度支給割合)		
		6月期	1.70	月分
12月期		1.75	月分	
合 計	3.45	月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×56.8/100	35,988,480 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×39.4/100	19,479,360 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

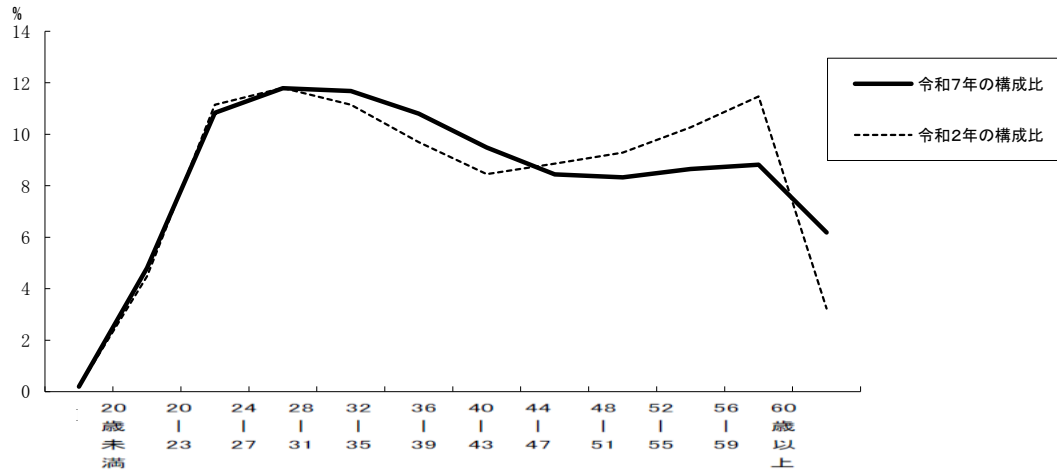
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年度	令和7年度		
普通 会計 部門	一般行政部門	3,488	3,553	65	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化等
	教育部門	12,897	12,960	63	法令基準の充足による教員の増等
	警察部門	2,663	2,683	20	警察事象の多様化による増
	小 計	19,048	19,196	148	
公営会 企 業部 等門	病 院	1,162	1,149	△ 13	
	水道その他	158	158	0	
	小 計	1,320	1,307	△ 13	
合 計		20,368 [20,079]	20,503 [20,274]	135 [195]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、非常勤職員を除きます。
 2 一般行政部門には、知事の事務部局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。
 3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 40	人 985	人 2,220	人 2,417	人 2,394	人 2,214	人 1,944	人 1,730	人 1,708	人 1,774	人 1,808	人 1,269	人 20,503

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門	H27年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の 増減数(率)		過去10年間の 増減数(率)	
一般行政	2,977	3,208	3,277	3,346	3,391	3,488	3,553	345	(10.8%)	576	(19.3%)
教 育	11,646	11,521	12,703	12,691	12,771	12,897	12,960	1,439	(12.5%)	1,314	(11.3%)
警 察	2,568	2,617	2,634	2,631	2,633	2,663	2,683	66	(2.5%)	115	(4.5%)
普通会計	17,191	17,346	18,614	18,668	18,795	19,048	19,196	1,850	(10.7%)	2,005	(11.7%)
公営企業等会計	1,235	1,302	1,317	1,324	1,317	1,320	1,307	5	(0.4%)	72	(5.8%)
総合計	18,426	18,648	19,931	19,992	20,112	20,368	20,503	1,855	(9.9%)	2,077	(11.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道用水供給事業・工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円	千円	千円	%	%
水道用水供給事業	4,485,827	67,914	343,987	7.7	8.9
工業用水道事業	916,046	167,614	108,627	11.9	11.9

- (注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
 2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。
 3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費89,443千円（水道用水供給事業）、59,625千円（工業用水道事業）を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
水道用水供給事業	51	188,090	55,338	57,828	301,256	5,907	7,100
工業用水道事業	21	74,562	21,536	24,551	120,649	5,745	6,610

- (注) 1 職員手当には児童手当および退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
 3 職員数および給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）および定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

②職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	42.6 歳	349,408 円	534,928 円
団体 平均	水道事業	44.3 歳	359,974 円
	工業用水道事業	45.1 歳	342,602 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 4 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道用水供給事業・工業用水道事業			一般行政職の制度または団体平均		
1人当たり平均支給額(令和6年度)			1人当たり平均支給額(令和6年度 団体平均)		
	1,435	千円	水道事業	1,753	千円
			工業用水道事業	1,625	千円
(令和6年度支給割合)			(令和6年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.5月分	2.1月分	一般職員	2.5月分	2.1月分
特定幹部職員	2.1月分	2.5月分	特定幹部職員	2.1月分	2.5月分
暫定再任用職員	1.4月分	1.0月分	暫定再任用職員	1.4月分	1.0月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	15%、25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

(注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

水道用水供給事業・工業用水道事業			一般行政職の制度または団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額(団体平均)		
	20,216 千円		水道事業	13,757 千円	
			工業用水道事業	5,213 千円	

(注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職および定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		18,081 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		215,246 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
滋賀県	5.7 %	84 人	5.7 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額(令和6年度決算)		263 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		9,731 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		32.1 %		
手当の種類(手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
深夜交替制勤務手当	浄水課に勤務する職員のうち、運転監視を担当する職員	交替制勤務に従事するもの	0千円	勤務1回 600円～1,800円
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務	2千円	勤務1回 500円
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う浄水課に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う検査の業務等	177千円	日額 260円
潜水等作業手当	施設整備課および浄水課に勤務する職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	0千円	日額 310円
用地交渉等手当	右記業務に従事した職員	公共用地の取得等の交渉業務(開始後1箇月以上経過したものに限る)	0千円	日額 650円 (深夜において行われた場合は970円)
特殊現場作業手当	施設整備課および浄水課に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業 (2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業 (3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業	11千円	(1)日額 230円～430円 (2)日額 290円～360円 (3)1時間 250円
	右記業務に従事した職員	(4)取水、浄水または送配水施設における各種設備の点検、修理または操作の作業 (5)取水口および各槽池等における除じん作業または排泥作業 (6)災害または事故に伴う復旧作業	73千円	日額 260円
特別災害応急対策等手当	令和6年能登半島地震の被災地における災害応急対策または災害復旧に従事する職員	令和6年能登半島地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア 被災した建築物の調査、検査等の業務 イ 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務 ウ 被災者の診療、看護、保健指導等の業務 エ 緊急援助物資の運搬、配給等の業務 オ 被災地で行うし尿処理の業務およびその支援 カ 避難所等の運営およびその支援 キ 避難所等で行う緊急援助物資等の管理業務 ク 被災地で行う情報収集、連絡調整等の業務 ケ 被災地で行う要保護児童の調査、情報収集の業務 なお、上記以外の業務で、これらの業務に準ずると認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	0千円	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第1項の規定に基づく避難の指示等がされた区域、同法第63条第1項の規定に基づき指定された警戒区域等で人事委員会が認めるもので行われた場合1,680円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	30,254 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	496 千円
支給実績（令和5年度決算）	33,980 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	548 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 子 11,500円 配偶者 3,000円 (行政職9級および8級の適用を受ける職員(相当職を含む) 非支給) 父母等 6,500円 (行政職9級の適用を受ける職員(相当職を含む) 非支給) (行政職8級の適用を受ける職員(相当職を含む) 3,500円) 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		8,100 千円	231,431 円
住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	同じ		4,229 千円	281,917 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限:150,000 (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～32,800円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ		11,616 千円	139,956 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料表、職階別の定額 68,000円～94,000円	同じ		6,438 千円	804,750 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		44 千円	8,800 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		0 千円	0 円

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 28,012,787	千円 △ 1,899,986	千円 13,240,822	% 47.3	% 47.0

- (注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 1,065	千円 4,570,797	千円 2,624,842	千円 2,026,132	千円 9,221,771	千円 8,659	千円 8,002

- (注) 1 職員手当には児童手当および退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数および給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）および定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

①医師職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	45.9 歳	577,361 円	1,407,695 円
団体平均	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
4 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。
5 以下の職種についても同様です。

②看護師職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	39.4 歳	324,042 円	505,747 円
団体平均	41.0 歳	320,672 円	534,224 円

③事務職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	42.7 歳	349,408 円	534,928 円
団体平均	45.7 歳	335,022 円	548,970 円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
1人当たり平均支給額(令和6年度)			1人当たり平均支給額(令和6年度 団体平均)		
1,547 千円			病院事業 1,659 千円		
(令和6年度支給割合)			(令和6年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.5月分	2.1月分	一般職員	2.5月分	2.1月分
特定幹部職員	2.1月分	2.5月分	特定幹部職員	2.1月分	2.5月分
暫定再任用職員	1.4月分	1.0月分	暫定再任用職員	1.4月分	1.0月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	15%、25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

(注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算	
1人当たり平均支給額	4,575 千円		1人当たり平均支給額(団体平均)	病院事業 5,907 千円	

(注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職および定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		455,333 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		309.961 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般会計の制度(支給割合)
滋賀県	5.7 %	1,263 人	5.7 %
医師および歯科医師	16 %	206 人	16 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給総額(令和6年度決算)		316,561 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		229.558 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		93.9 %		
手当の種類(手当数)		10 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他放射線を照射する作業	7,059千円	日額 300円
	医師、診療放射線技師、衛生検査技術職員または看護師	放射線管理区域内で放射性物質を取り扱う作業または放射性物質による汚染物を処理する作業		
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	(1)感染症患者等の救護作業 (2)感染症または家畜伝染病の病原体に汚染されたものの処理作業 (3)家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺等の作業 (4)家畜伝染病にかかっている家畜に対する防疫作業	576千円	(3)以外 日額 340円 (3) 日額 380円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
業務管理手当	総合病院の副院長および 院長補佐、小児保健医療 センターの診療局長、精 神医療センターの診療局 長	職員の業務の統括、進行管理等	36,307千円	日額 4,020円
	総合病院の主任部長のうち 病院事業庁長が別に定 める職員、地域医療連携 室長、感染管理室長、教 育研修センター長、小児 保健医療センターの主任 部長、精神医療センター の地域生活支援部長、感 染管理室長および主任部 長			日額 2,870円
	総合病院の部長、副部長 および医長のうち病院事 業庁長が別に定める職 員、ならびに医療安全管 理室長 小児保健医療センターの 部長のうち病院事業庁長 が別に定める職員、精神 医療センターの部長(地 域生活支援部長、主任部 長および看護部長を除 く。)および医療安全管理 室長			日額 2,600円(医療 職給料表(1)の適用を 受ける職員のうち、職 務の級が3級である 者 2,360円)
	本庁の課長、総合病院の 課長			日額 2,100円
	総合病院の薬剤部長			日額 2,080円(医療 職給料表(2)の適用を 受ける職員のうち、職 務の級が6級である 者 2,000円)
	本庁の参事および経営改 革推進室長、総合病院の 参事および財務企画室 長、小児保健医療セン ターの事務局次長、精神 医療センターの事務局次 長			日額 1,860円(行政 職給料表の適用を受 ける職員にあっては 1,820円)
	総合病院の看護部の副部 長、小児保健医療セン ターの看護部の副部長、 精神医療センターの看護 部の副部長			日額 1,860円(医療 職給料表(3)の適用を 受ける職員のうち、課 長補佐級の職員で あって、職務の級が6 級である職員にあっ ては、1,140円、職務 の級が5級である者 にあっては、1,050 円)
	総合病院の総括技師長	日額 1,800円		
死体処理手当	右記業務に従事した職員	死体の清拭その他死体処置の作 業または死体の病理解剖に係る補 助作業	1,243千円	1体 1,100円
		死体の病理解剖の介助の作業		1体 2,500円
毒物および劇物取扱手 当	右記業務に従事した職員	毒物・劇物を使用して行う試験研 究、検査の業務または特定毒物を 取り扱う作業であって有害ガスの 発生を伴うもの等	1,857千円	日額 260円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
夜間看護等手当	病棟に勤務する看護師または介護職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる看護等の業務	45,388千円	ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 4,200円(総合病院に勤務する職員については4,600円) イ 深夜における勤務時間が深夜の全時間である場合 7,900円(総合病院に勤務する職員については8,600円) ウ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,700円(総合病院に勤務する職員については3,900円) エ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,400円
	災害の防止のための応急作業等を行う職員	深夜の呼び出しにより、緊急に対処する必要がある作業に従事するための登院		勤務1回 500円
	管理職手当の支給を受ける職員	公務の運営上の事情がある業務で深夜において行われるもの		勤務1時間当たりの給与額の100分の25
診療応援手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員	総合病院、小児保健医療センターおよび精神医療センター以外の病院または診療所で診療応援業務に従事したとき	1,145千円	日額 5,000円
救急医療等業務手当	総合病院に勤務する看護師および医療職給料表(2)の適用を受ける総合病院に勤務する職員	救急医療等の業務に従事したとき	55,133千円	月額 8,800円(総合病院に勤務する看護師) 月額 1,500円(医療職給料表(2)の適用を受ける総合病院に勤務する職員)
特別災害応急対策等手当	令和6年能登半島地震の被災地における災害応急対策または災害復旧に従事する職員	令和6年能登半島地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア 被災した建築物の調査、検査等の業務 イ 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務 ウ 被災者の診療、看護、保健指導等の業務 エ 緊急援助物資の運搬、配給等の業務 オ 被災地で行うし尿処理の業務およびその支援 カ 避難所等の運営およびその支援 キ 避難所等で行う緊急援助物資等の管理業務 ク 被災地で行う情報収集、連絡調整等の業務 ケ 被災地で行う要保護児童の調査、情報収集の業務 なお、上記以外の業務で、これらの業務に準ずると認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	0千円	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第1項の規定に基づく避難の指示等がされた区域、同法第63条第1項の規定に基づき指定された警戒区域等で人事委員会が認めるもので行われた場合1,680円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
専門資格等業務手当	(1)保健師助産師看護師法に規定する特定行為研修を修了した職員 (2)公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けた職員 (3)公益社団法人日本看護協会による認定看護管理者の認定を受けた職員 (4)公益社団法人日本看護協会または一般社団法人日本精神科看護協会による認定看護師の認定を受けた職員	専門性に関する業務、研究または指導に従事したとき	—	(4)以外 日額300円 (4) 日額150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,033,345 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	666 千円
支給実績（令和5年度決算）	963,173 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	622 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 子 11,500円 配偶者 3,000円 (行政職9級および8級の適用を受ける職員(相当職を含む) 非支給) 父母等 6,500円 (行政職9級の適用を受ける職員(相当職を含む) 非支給) (行政職8級の適用を受ける職員(相当職を含む) 3,500円) 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		97,270 千円	238,993 円
住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	同じ		106,778 千円	328,548 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける職員 月額270,000円 (2)研究職給料表の適用を受ける職員で、医学または歯学に関する専門的知識を必要として採用されたもの 月額50,800円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給 (3)医療職給料表(3)の適用を受ける職員で、看護師免許取得後1年未満のもの 月額10,000円	異なる	一般行政職にはない手当である。	625,373 千円	2,171,434 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限:150,000 (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～32,800円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ		150,397 千円	113,251 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料表別、職階別の定額 69,300円～137,700円	同じ		173,999 千円	10,235.2 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1回につき、下記に掲げる額。			112,627 千円	381,785 円
	下記の宿日直勤務以外の宿日直勤務 7,500円	異なる	一般行政職にはない業務である		
	救急の外来患者および入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の宿日直勤務 3,200円	異なる	一般行政職にはない業務である		
	入院患者の病状の急変等に対処するための医師または歯科医師の宿日直勤務 26,500円	異なる	一般行政職にはない業務である		
	入院患者の病状の急変等に対処するため登院が可能な態勢にある医師または歯科医師の宿日直勤務 7,000円	異なる	一般行政職にはない業務である		
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき6,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		206,000 千円	22,889 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		97,040 千円	120,100 円